

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）  
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）  
農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	吉里吉里地区 (b)	大槌町

図面記号
(4) - D - b 地区

土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市計画法
	上閉伊郡大槌町吉里吉里四丁目	413番4	畑	畑	1,167	農振地域外	非線引き都市計画区域内
	上閉伊郡大槌町吉里吉里四丁目	413番28	畑	畑	204	農振地域外	非線引き都市計画区域内
	上閉伊郡大槌町吉里吉里四丁目	505番1	畑	畑	128	農振地域外	非線引き都市計画区域内
	計		計 4 筆		1,538 ㎡	(畑 1,538 ㎡)	
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>当該施行区域内はすべて畑であるため、用水路はなく、道路沿いに整備されている排水路についても従前の機能を損なうことのない形で団地整備を行う。</p> <p>汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>耕作用道路については、必要に応じて付替えを行い、耕作に影響を与えないように措置する。</p> <p>法面保護等を行いながら事業を適切に実施することにより、土砂の流出・崩壊を防止する。</p>						

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）  
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）  
農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	吉里吉里地区 (e)	大槌町

図面記号							
(4) - D - e 地区							
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市計画法
	上閉伊郡大槌町吉里吉里四丁目	409番15	畑	畑	710	農振地域外	非線引き都市計画区域内
	上閉伊郡大槌町吉里吉里四丁目	409番8	畑	畑	380	農振地域外	非線引き都市計画区域内
	計	計 2 筆		1,090 ㎡	(畑 1,090 ㎡)		
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>当該施行区域内はすべて畑であるため、用水路はなく、道路沿いに整備されている排水路についても従前の機能を損なうことのない形で団地整備を行う。</p> <p>汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>耕作用道路については、必要に応じて付替えを行い、耕作に影響を与えないように措置する。</p> <p>法面保護等を行いながら事業を適切に実施することにより、土砂の流出・崩壊を防止する。</p>						

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）  
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）  
農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	浪板地区	大槌町

図面記号							
(4)－E地区							
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市計画法
	上閉伊郡大槌町吉里吉里第9地割字和山	37番1	畑	畑	1,288	農用地区域内	非線引き都市計画区域内
	上閉伊郡大槌町吉里吉里第9地割字和山	43番	畑	畑	3,021	農用地区域内	非線引き都市計画区域内
	計	計 2 筆		4,309 ㎡	(畑 4,309 ㎡)		
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>当該施行区域内はすべて畑であるため、用水路はなく、道路沿いに整備されている排水路についても従前の機能を損なうことのない形で団地整備を行う。</p> <p>汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>耕作用道路については、必要に応じて付替えを行い、耕作に影響を与えないように措置する。</p> <p>法面保護等を行いながら事業を適切に実施することにより、土砂の流出・崩壊を防止する。</p>						

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。